

動物実験施設などにおける実験動物を用いた実験・研究が安全に実施され、動物実験実施者の労働安全衛生環境整備の一環として、実験動物に由来する創傷、疾病の発生を予防するため以下のような対策を講じる。

実験動物に由来する創傷、疾病としては、

- ①実験動物による咬傷及び搔傷、
- ②動物アレルギー、
- ③感染症、などが上げられる。それぞれの場合についてその対応を以下に述べる。

なお、以下の処置に必要な救急箱などを実験施設内に常備するとともに事故発生時の対応策(フローチャートなど)を施設内に掲示する。

① 実験動物による咬傷及び搔傷

- 1) 受傷後、実験施設で直ちにつぎのような応急処置をおこなう。
 - i 大量の水道水、滅菌食塩水などによる患部の十分な洗浄
 - ii 滅菌ガーゼ、乾綿のよる止血（可能な限り）
- 2) さらに保健センター(保健室)においてつぎのような処置をおこなう。
 - i ヨード系消毒薬(イソジン)などによる消毒
 - ii 滅菌ガーゼ及びテーピングによる止血
- 3) 保健センターでの対応が困難と判断した場合には、近隣医療機関での受診を手配するか、あるいは救急車にて大学と提携を結んだ医療施設に搬送する。

② 動物アレルギー

- 1) すでに動物アレルギーなどを有する者は、できる限り動物実験に携わらないようにする。止むを得ず動物実験を行う場合には、つぎのような対応をとる。
 - i ゴム手袋の着用(ラテックス製手袋にアレルギーの場合には、それ以外の手袋)
 - ii 防塵メガネ、ゴーグル、フェイスマスクなどの着用
 - iii 手や顔の流水による頻回の洗浄と衣服の交換
- 2) アレルギー既往者は、医療機関で処方された抗アレルギー薬を服用する。
- 3) アレルギー症状が出現した場合には、保健センターの判断で必要に応じて救急車にて大学と提携を結んだ医療施設に搬送する。

③ 感染症 本学動物実験施設で受け入れている実験動物はすべて SPF 動物であり、人獣共通感染症に罹患する可能性は極めて低いと考えられるが、その可能性がある動物が関係する事故の場合にはつぎのような処置をとる。

- 1) 感染が疑われる動物による咬傷及び搔傷では、① 1), 2)の応急処置を取った後、速やかに専門医を受診する。
- 2) SPF 動物による咬傷及び搔傷の場合も、① 1), 2)の応急処置後、感染症を疑わせる症候の出現など、状況に応じて専門医を受診する。